

滋賀県議会議員

# 村上げんよう

県政レポート Vol.1 [第1号] 令和元年12月 発行



村上げんよう事務所 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ボヌールビル4階 Tel:0748-70-3833 Fax:0748-70-3653

## ごあいさつ

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃の皆様の温かいご支持・ご支援に心より深く感謝申し上げます。

当たり前のことではありますが、議員は「目的」でなく「手段・方法」であります。甲賀市そして滋賀県を住みよい元気なふるさとにするため、議員として地元をよりよくしたいと思っております。高齢化に対応した介護等の福祉施策や、人口減少など困難な課題に真正面から向き合っていかなければなりません。地域の声を県政に届け、皆様のしあわせの広がりにつなげていくため、未来に向けた県政との架け橋となり、太いパイプ役として皆様のご意見を拝聴する努力を続けたいと考えております。

さて、今年5月1日から始まりました新元号「令和」は、万葉集の梅の花の歌から引用したものであり、海外のニュースで「ビューティフル・ハーモニー」と英訳されたように、人々が美しく、また、心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味がこめられているとのことです。我が国の国民の幸せと平和が続きますようお願いばかりです。

早いもので議員として半年が経過いたしました。先の9月定例会議では10月1日に初めての一般質問をさせていただきました。内容は「中山間部の農林業推進」と、医療問題として「救急医療」と「虫歯予防」について、3項目の質問をさせていただきました。詳細は2面3面に掲載しておりますが、議員として私が特に注目していきたいことは健康・医療・福祉の充実と地域の活性化であります。県政における課題が山積みしていることも事実であり、国民の思い、県民の思い、そして地域の皆様の思いに応えられる政治を行っていかねばなりません。

現在あわただしく県外視察、研修会、様々な式典、地域行事、スポーツ大会等に出席をさせていただいております。沢山の方々とお出会いさせていただく中で、太く広い人脈を創り、そして深い知識と多くの経験を積むことで、日々精進し勉強の毎日であります。

皆様お一人お一人から頂きました貴重な一票一票の重荷を忘れず、公人として自己研鑽を重ね、しがらみのない新しい令和の滋賀県議会議員として、皆様の熱い期待と信頼にお応えするべく、市民・県民・国民のため政治活動に全力で邁進してまいります。

今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げごあいさつといたします。

滋賀県議会議員

村上げんよう

[議会所属]

常任委員会 総務・企画常任委員会 / 特別委員会 行財政・働き方改革特別委員会



水口城 [水口]



東海道伝馬館 [土山]



鹿深夢の森 全景 [甲賀]



天保義民メモリアルパーク [甲南]



信楽たぬき [信楽]

# 一般質問 9月定例会議 (令和元年10月1日)

～魅力ある地域づくり“心”と“身体”の『健康』を目指す～



## 第1問 日本農業遺産・世界農業遺産と山間部の持続可能な農林水産業の推進について

### Q 世界農業遺産認定に向けた取組状況と認知度について伺う。

**A 農政水産部長答弁:**今年2月に「日本農業遺産」に認定されました「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」は、「世界農業遺産」認定を受けするためのFAO(国連食糧農業機関)への申請に向けまして、現在、農林水産省の専門家会議のアドバイスを受けるなど、調整の最終段階にございます。準備が整い次第、農林水産省を通じまして申請書を提出する予定でございます。その後、現地調査などFAOによる審査が行われることから、海外の審査員に対しまして「琵琶湖地域」の魅力と価値をしっかりとアピールし、理解いただけますよう努めてまいります。

また、「世界農業遺産」の認知度は、平成27年度の全国的な調査では5%でございました。今年2月の本県における県政モニター調査では、50.6%の認知度でございました。また、本県が認定を目指して取り組んでいることについての認知度も、41%となっているところでございます。

今後、農山漁村の活性化に向けまして、更なる魅力の発信や認知度の向上に努めますとともに、認定後の活用に向けましては、次世代につながる県民協働の取組となりますよう、生産者、消費者、企業、大学などとの連携を進めてまいります。

### Q 森林・林業における現状と今後の対策について

**A 琵琶湖環境部長答弁:**森林・林業における獣害の現状ですが、主に二ホンジカが樹木の皮を剥いだり、苗木を食べるといった被害や、下層植生を食べつくしてしまうことにより、土壌が流出するといった被害が起こっており、こうした被害は、県内の森林で広く確認されております。

次に、獣害対策につきましては、被害防除、生息環境管理、捕獲の3つを最適に組み合わせ、総合的に実施する必要があります。当部での取り組みは、被害防除として樹木にテープを巻いて皮を剥がれないようにする対策や防護柵等を設置して苗木を保護する対策を実施しており、生息環境管理としましては、野性獣の生息防止を目的とした森林整備を行う緩衝帯整備を実施しており、今後ともこうした対策を行ってまいります。

また、捕獲につきましては、二ホンジカやイノシシ、二ホンザルなどによる農林業被害を軽減するため、引き続き市町が実施する有害捕獲に対して支援を行います。特に、二ホンジカにつきましては、高標高域など捕獲困難地での県による捕獲事業を継続するとともに、ICTにより檻の操作を行うなど新たな捕獲方法を検証しており、更なる捕獲頭数の増加につなげてまいりたいと存じます。

また、二ホンザルにつきましては、市町による個体数調整が速やかに実施できるよう手続きの簡素化や基準の緩和などの見直しを昨年度行ったところであり、捕獲が円滑に進むよう運用してまいりたいと存じます。

今後とも、森林の保全や山間部の農林業振興に資するよう、地元住民の方々や市町、狩猟者など関係者の皆様としっかりと連携しながら獣害対策を進めてまいりたいと存じます。



### Q 野生獣による農業被害の現状および今後の対策について伺う。

**A 農政水産部長答弁:**イノシシ、二ホンジカ、二ホンザルといった主な野生獣による農作物の被害金額は、平成30年度は1億1千3百万円となっており、被害が最も多かった平成22年度に比べまして、約4分の1に減少したものの、近年は横

ばい傾向となっているところでございます。こうした野生獣による農業被害を一層減らすため、引き続き、市町を主体とした被害防止協議会による侵入防止柵の整備をはじめ、わな・檻の購入や、二ホンザルの効率的な追い払いや捕獲のための群れの行動調査等を支援してまいります。

また、各地域において獣害対策に関する研修会や講座を実施し、集落リーダーや獣害対策アドバイザーといった人材の育成を進めますとともに、防除効果の高い柵や獣害に遭いにくい作物を展示するほ場を設置し、これをご覧いただくことなどを通じて、集落における獣害対策の取組を推進してまいります。

### Q 中山間地における茶業振興の取組について伺う。

**A 農政水産部長答弁:**議員ご指摘の通り、本県の茶業は、「朝宮茶」、「土山茶」をはじめとして中山間地を中心に個性豊かな産地が形成され、地域を支える大変重要な産業となっております。しかしながら、急須でいれるお茶の消費の減少に伴いまして、産地間競争が激しくなっておりますことから、消費者のニーズに対応した付加価値の高い茶葉の生産を進めることが必要となっております。



このため、消費者の安全・安心志向に応えますとともに、新たな市場の開拓として輸出の拡大を図りますため、オーガニック茶の生産を支援しているところでございます。

今後、オーガニック茶の安定生産や高品質化のための技術開発とその速やかな普及に努めますとともに、生産者、茶業者や茶業関係団体と連携をしながら、生産体制の整備、販路開拓や消費拡大PR等を進め、中山間地域の茶業振興を図ってまいります。

なお、「近江の茶」のPRIにつきましては、消費者へのPRに加えて、私ども農政水産部として来客用や会議等における「近江の茶」の利用促進を図ってございますが、今後、本県で開催されます全国知事会議や全国植樹祭での活用など、一層のPRIに努めてまいります。

### Q 中山間部における地域振興とコミュニティの在り方を伺う。

**A 農政水産部長答弁:**農村地域、とりわけ中山間地域では、コミュニティで支えられてきた集落共同による農地や農業施設等の保全活動を通じて、水源かん養や生態系保全などの多面的な機能が発揮され、滋賀の豊かな自然環境が育まれており、「琵琶湖システム」を構成する大変重要な要素になってございます。このことから、県では、集落ぐるみの共同活動を積極的に支援し地域振興を図ってきておりますが、近年、高齢化や人口減少の進行等によりまして、これまでのコミュニティの形では、地域振興が難しい集落も生まれてきております。



このため、昨年度から、中山間地域の集落等と企業や大学、NPO等の多様な主体との協働で地域資源を磨き上げ、滞在型余暇活動や都市農村交流を推進するなど、新しい形のコミュニティづくりを促し、地域振興を図っているところでございます。

今後とも、地域の実情に応じた形でコミュニティづくりを促進いたしますとともに、棚田をはじめとして、中山間地ならではの資源を活用する協働活動を支援してまいりますことにより地域振興を図り、「琵琶湖システム」の維持・発展に繋げてまいります。

### Q 「世界農業遺産」認定を目指す琵琶湖と共生する農林水産業の推進についての決意を伺う。

**A 知事答弁:**議員もご指摘いただきましたように、琵琶湖をお預かりする、琵琶湖と共にある本県におきましては、いにしえ古より、森・里・湖のつながりを大切にしてきており、琵琶湖と共生する農林水産業を「琵琶湖システム」として、しっかりと次世代に受け継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であると考えています。

また、「世界農業遺産」の認定を契機といたしまして、この「琵琶湖システム」から産み出される滋養の恵みを、国内外の方々を知っていただき、さらに、味わい、楽しんでいただきたいと思います。

こうした取組を通じまして、本県農水産物の販路拡大や生産者の意欲向上など、地域活性化につながる、力強い農林水産業の実現を目指してまいりたいと考えております。

### Q 世界農業遺産認定のプロセスは、農林水産等の施策統合の絶好の機会であり、そうした県民の理解を得るための努力も必要と考えるが、知事の考えを伺う。また、「山の知事」を標榜されている知事の「山の健康づくり」に対する想いを伺う。(再質問)

**A 冒頭ご紹介いただきましたように、滋賀県は山があり、そして平野部、里山、河岸段丘、そして真ん中に琵琶湖があるという、このまさに一体的な小宇宙のようなこの環境。ある意味では大変恵まれており、一体感のある調整をすることで、いろいろな課題がございますけれども、みんなで取組める、そういう可能性がある地域だと思っております。滋賀県のそうした風土と歴史の中で育まれてきた「琵琶湖システム」は、農林水産業だけでなく、地域の歴史や文化、経済、さらには生物多様性までも含むものでございまして、「世界農業遺産認定」への取組は、まさに、琵琶湖を中心とする、こうした地域の営みを、持続可能なものとして次世代に受け継ぐための、総合的な施策の象徴であると認識しております。**

この取組の推進母体であります「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」には約680の幅広い企業、団体、個人の皆様にご参画していただいております。当然、山間部にお住まいの方、山のお仕事をされる方もいらっしゃると思いますが、連携を更に広げていくことを通じて、この思いを共有してまいりたいと存じます。私自身、「やまの知事」を標榜させていただく者として、森林・林業・農山村を一体的に捉え、適切な森林保全を進めるとともに、地域の幅広い資源を活かした生業や経済循環を創出することにより農山村の活性化を図ってまいりたいと存じます。お陰様で、令和3年春、2021年春に、甲賀市の「鹿深夢の森」におきまして、全国植樹祭を開催させていただきます。この機に、開催地だけではなく、琵琶湖も含めて県民総ぐるみによる森づくり活動を進めてまいりたいと考えております。

これらのことを通じて、琵琶湖とそれを取り巻く山地・森林・里山地域について一体的に捉え、健全で魅力ある姿で未来に引き継いでまいりたいと考えているところでございます。



**Q** 軽症患者が二次医療機関を受診することについて患者側にも適切な行動をしてもらう必要があり、県はどのような対策を取っているのか伺う。

**A** 健康医療福祉部長答弁:風邪や打撲等の軽症の場合は、まずは診療所を受診する、突然の激しい頭痛や腹痛の場合は直ちに救急車で受診するなど、適切に医療機関を受診してもらうためには、県民の皆様への情報提供や相談対応が必要と認識をいたしております。そこで情報提供として、休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合、医療機関を検索できるシステムとして「医療ネット滋賀」を運営しております。「現在、診療している医療機関」はどこか、「診療科や診療時間」等の情報を提供しているところでございます。

また、休日や夜間に子どもの容態が急変した場合、特に子どもについては判断が困難であることから、直ちに医療機関を受診した方が良いのか、あるいは、医療機関の通常診療時間まで様子を見るのか等の相談に対応いたします「小児救急電話相談事業#8000」を実施しております。ただ、これらの事業に関する認知度について昨年度、県政モニターアンケートを実施しましたところ、知っている割合は医療ネット滋賀で「14.0%」、#8000で「33.7%」でございます。関係機関と協力して更に周知に努めてまいります。

また、併せて救急時にあわてないためにも「かかりつけ医」を持つことの重要性についても啓発してまいりたいと思っております。

**Q** ドクターヘリは、患者を医療機関まで搬送し救急医療を提供するまでの時間短縮に意味があると認識しているが、どの程度の時間で医療機関まで搬送できるのか伺う。

**A** 健康医療福祉部長答弁:ドクターヘリによる搬送は、ランデブーポイントといいますが患者の場所に最も近いドクターヘリが着陸できる場所まで救急隊が患者を搬送いたしまして、救急車内でドクターヘリで到着した医師と看護師が患者に初期治療を施しまして、その後、医療機関へ搬送するというものです。平成30年度における京滋ドクターヘリの出動要請があったから医療機関へ搬送するまでの平均の時間は

「42.7分」でございますが、ただ要請からランデブーポイントでの初期治療までの時間は「14.7分」でございます。一方、平成29年中の救急車による初期治療を行える医療機関までの搬送時間は「33.7分」でありますことから、初期治療までの時間は大幅に短縮できていると理解しております。

**Q** ドクターヘリの出動要請に関して統一された基準が必要と考えるが、京滋ドクターヘリの出動要請について伺う。

**A** 健康医療福祉部長答弁:京滋ドクターヘリは、消防、搬送先医療機関、医療関係団体、警察、教育委員会等の関係機関により構成される「京滋ドクターヘリ運航調整委員会」で作成いたしました「運航要領」に基き運航いたしております。運航要領では、消防機関による要請の基準を定めておまして、その基準では、早期医療提供を目的といたしまして、119番通報受信時のキーワード方式による出動要請を基本といたしております。キーワード方式とは、119番通報の時に通報者からの情報に出動基準に該当するキーワード、例えば「急に呂律が回らなくなった」「溺れた」「3階以上の高さから落ちた」などがあれば、出動要請を行う、というものでございます。

また、119番通報時に要請が実施されなかった場合でも、救急隊が患者に接触した際に患者の容態から、同じく運航要領で定める「救急現場での出動要請基準」に基づきまして判断を行い、出動要請をすることとしておまして、ドクターヘリを要請する機会は2回ございます。

なお、ドクターヘリを必要とする事例に必ず対応できるようにすることが大切ですので、キーワード方式で出動要請することといたしておりますことと結果的に軽症事例に出動要請を行ってしまうことも容認しておまして、出動要請基準にも明記いたしております。



**Q** ドクターヘリの要請と救急車による搬送の選択はどのように行っているのか。また、ドクターヘリが出動した場合、患者は全て基地病院へ搬送されるのか、搬送先はどのように決定しているのか伺う。

**A** 健康医療福祉部長答弁:早期医療提供という観点から、患者の場所、ランデブーポイントの位置、受入医療機関までの距離等を消防機関が総合的に判断し、ドクターヘリの出動要請を行うか、救急車で医療機関へ搬送するかを選択しております。患者の搬送先は運航要領で滋賀県内であれば、原則11病院と決めております。患者の搬送先はドクターヘリに搭乗する医師が診断、治療方法まで考慮し、救急現場に一番近い病院へ搬送しております。

**Q** ドクターヘリの運航に係る経費は年間どの程度なのか、また、ドクターヘリを導入してどのような効果があったのか伺う。

**A** 健康医療福祉部長答弁:京滋ドクターヘリの運航に係る費用は、平成31年度予算で約2億5500万円であるが、約半分に厚生労働省の補助金が充当されています。京滋ドクターヘリの運航範囲は京都府南部おと福井県嶺南地域が含まれており、それぞれの出動回数で按分するため、本県の負担金額は約1億2000万円となっております。その半分が特別交付税により措置されております。平成30年度の実績では、1回当たりの運航経費は405,000円程度です。ドクターヘリの効果検証は、全国のドクターヘリを対象として、各活動に関する詳細なデータ、例えば、各活動の実施時間や患者の容態、医療行為の内容、転帰等を収集しまして、現在、厚生労働科学研究において研究が実施されているところでございます。

また、毎年度、「京滋ドクターヘリ運航調整委員会」におきまして、要請後の対応、初期治療についての医学的な検証を実施しております。その検証の場では、実際にドクターヘリを導入後、溺れて心肺停止となった子供・ゴルフ場での心肺停止患者・樹木剪定中に落下した方・痙攣が続く子供等に対して早期に救急医療を提供いたしまして、救命や重篤化を阻止できた事例が多数報告され、評価されているところでございます。

**Q** 幼少期からのむし歯予防について、フッ化物洗口を含め、どのように推進するのか。

**A** 健康医療福祉部長答弁:議員御指摘のとおり、「食べる」「話す」等の機能を果たします歯や口腔の健康は、全身の健康の保持や増進に大きな役割を果たしておりますことから、むし歯や歯周病の予防など、歯と口腔の健康管理は重要であると考えております。歯と口腔の健康管理につきましては、ライフステージに応じた取組が求められますが、特に幼少期からの取組は、むし歯になりやすい生え始めの歯を守れること、あるいは、むし歯になりにくい生活習慣の獲得を得られることなどから、生涯にわたりむし歯を予防するうえで重要だと認識しております。そのため、幼少期からの規則正しい食生活、歯磨き習慣の定着、定期的な歯科健診に加えまして、議員御指摘のとおり、効果的なフッ化物洗口を行うことが重要だと思っております。そこで県としましては、保育所、幼稚園、小中学校等においてフッ化物洗口を安全かつ適切に実施いただけるよう、滋賀県歯科医師会とともに「滋賀県フッ化物洗口実施マニュアル」を作成いたしまして、その手法を示しますとともに、必要に応じて歯科医師等を派遣することで、技術的支援を行っているところでございます。併せまして、「おとなの歯をたいせつに」というパンフレットを作成いたしまして、永久歯が生え始める5歳児の保護者に対しまして、保育所等を通じて配布し、フッ化物の利用、歯みがき、食生活など、生えただけの永久歯を守るために必要な情報をお届けいたしております。



**Q** 小中学校でのフッ化物洗口の有効性についてどのように考えているか。

**A** 教育長答弁:むし歯予防におきまして、歯の生え変わる小中学生の時期は非常に大切であり、各学校では養護教諭が中心となり、学校歯科医また歯科衛生士の方々と連携し、歯みがき指導や食生活に関する指導など歯科保健指導に取り組んでおります。知事のお答えにもありましたように、フッ化物洗口は、むし歯予防の効果が期待できると私も認識しており、学校でのフッ化物洗口は、朝学習の時間などを活用して、一斉に実施できることから効果的なものであると考えております。

**Q** フッ化物洗口の現状について、市町の学校で差があるのはなぜか

**A** 教育長答弁:現在、フッ化物洗口を実施している市町は、小学校では9つの市町、中学校では3つの市町でございます。また来年度から実施を予定している市もあると聞いておるところでございます。未実施の市町ではフッ化物洗口の実施を検討する中で、子どもに対する安全性の懸念や実施時間の確保が課題となると聞いております。フッ化物洗口につきましては、「滋賀県フッ化物洗口実施マニュアル」にも示されており、実施にむけまして、関係者の合意、そして実施校の理解、保護者説明会の開催等、市町内の多くの関係者の理解と協力これが必要でありますことから、未実施の小中学校では、こうした調整にも時間を要していると認識をいたしております。



**Q** 滋賀県教育委員会としての県内小中学校での推進に対する見解を聞く。

**A** 教育長答弁:県教育委員会としましては、県内の各小中学校で取組が進みますよう、学校保健に関する研修会でフッ化物洗口実施校の実例発表や、フッ素の効果の情報提供を行うなどその有効性への理解が進むように啓発に努めてまいります。特に、フッ化物洗口が未実施の市町に対しましては、実施への課題解決をはかりつつ、健康医療福祉部や歯科医師会の皆様とさらなる連携を深め、むし歯予防が子どもの将来の健康づくりにつながるという観点からフッ化物洗口の普及を推進してまいり所存でございます。

**Q** 他県の取組を踏まえて、小中学校におけるフッ化物洗口の普及についてどのように考えているか。

**A** 知事答弁:フッ化物には、歯そのものを強くすることに加え、むし歯になりにかかった歯を修復したり、むし歯の原因菌の活動を抑制したりする効果があるため、フッ化物洗口を継続して実施することで確実なむし歯予防効果が期待できると認識しております。県内の小中学校におけるフッ化物洗口の取組には、市町によってその状況に違いがあることも認識しております。県といたしましては、議員御指摘のとおり、「滋賀県歯および口腔(こうくう)の健康づくりの推進に関する条例」に基づき、フッ化物洗口等の効果的な取組を推進する立場でございます。このことから、後程答弁しますが、健康医療福祉部と教育委員会が連携を強め、市町や小中学校の関係者が、フッ化物洗口の有効性を十分理解されるよう、説明や啓発を行っていることと承知しておりますが、御紹介いただきました他府県の取組なども参考にしながら、普及に努めてまいりたいと思っております。そのための方針を検討していきたいと考えております。

# 活動報告

～魅力ある地域づくり“心”と“身体”の『健康』を目指す～

## 🔍 視察・研修



- 🔍 常任委員会で県内行政調査。滋賀県消防学校で見学と訓練生との懇談会。
- 🔍 働き方改革特別委員会県内行政調査で甲西北中学校と株式会社日吉さんを訪問。
- 🔍 滋賀県危機管理センターを視察。
- 🔍 土山近江八幡線(御代参街道)改良期成同盟会総会に参加。
- 🔍 靖国神社正式参拝と新任議員研修に参加。

他 さまざまな視察・研修に参加

## 📍 地域関連行事



- 📍 滋賀県戦没者追悼式に出席。
- 📍 滋賀県護国神社秋季大祭に参列。
- 📍 金刀比羅神社例大祭に出席。
- 📍 あいの土山宿場まつりを訪問。
- 📍 敬老会に挨拶。

他 いろいろな地域行事に参加

## 🌍 環境・防災活動



- 🌍 甲賀広域防火保安協会四十五周年記念式典に出席。
- 🌍 滋賀県消防大会に出席。
- 🌍 森づくりの集いに参加。
- 🌍 防災まつりに参加。
- 🌍 信楽地域市民センター開所式に出席。

他 さまざまな環境・防災行事に参加

## 👟 スポーツ・イベント他



- 👟 甲賀市民体育大会を見学。
- 👟 忍びの里くノ一サッカー大会開会式に出席。
- 👟 ぽぽんた健康フェスタに参加。
- 👟 甲賀市球技大会卓球競技を見学。
- 👟 甲賀看護専門学校祭を訪問。

他 いろいろなスポーツ・イベントに参加

## 村上げんよう事務所

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5595番地1 ポヌールビル4階  
 TEL : 0748-70-3833 FAX : 0748-70-3653  
 E-mail : genyo@ac-koka.jp  
 村上げんようホームページ : <https://murakamigenyo.net/>  
 村上げんようFacebook : [facebook.com/murakamigenyo/](https://facebook.com/murakamigenyo/)



ホームページ

何かご意見  
ご要望等あれば  
ご連絡ください



お気軽にお立ち寄りください!